

○金沢大学学生特別支援制度規程

(平成 22 年 7 月 9 日規程第 1478 号)

改正

(趣旨)

第 1 条 金沢大学学生特別支援制度(以下「アカンサス支援制度」という。)は、金沢大学(以下「本学」という。)に在籍する学生の経済支援の一環として実施する。

(目的)

第 2 条 アカンサス支援制度は、本学に在籍する学生の学習・研究意欲を向上させるとともに、学生生活において国際交流・社会貢献に対する意欲を引き出すことを目的とする。

(部門)

第 3 条 アカンサス支援制度に、次に掲げる部門を設ける。

- (1) 学業部門
- (2) 国際交流部門
- (3) キャリア教育部門
- (4) 特別支援部門

(給付対象者等)

第 4 条 アカンサス支援制度の給付対象者等は、次の各号のとおりとする。

(1) 学業部門の給付対象者等は、次のとおりとする。

ア 英語学習奨励支援

- (i) 支援対象候補者は、本学に在籍する学生のうち、別に定める学生とする。
- (ii) 支援対象経費は英語能力試験に係る受験に必要な経費とする。
- (iii) 支援額は、一人につき別に定める金額とし、当該年度の予算の範囲内とする。

イ 法務研究科学生奨励支援

- (i) 給付対象候補者は、入学試験の成績が優秀と認められる者とする。
- (ii) 給付額は、月額 5 万円とする。
- (iii) 給付対象者は、法務研究科長からの推薦に基づき、教育企画会議の議を経て、副学長が決定する。
- (iv) 決定後は、該当する学生に文書により速やかに通知する。

(2) 国際交流部門の給付対象者等は、次のとおりとする。

ア 外国人留学生修学支援

- (i) 給付対象候補者は、過去に本学に短期留学していた外国人留学生で、再び本学の正規生として入学した者とする。

- (ii) 給付額は、25万円を限度とし、当該年度の予算の範囲内とする。
- (iii) 給付対象者は、国際企画会議の議を経て、副学長が決定する。
- (iv) 決定時期は、6月又は12月とし、該当する学生に文書により速やかに通知する。

イ 派遣留学支援(交換留学)

- (i) 給付対象候補者は、本学に在学する学生で、本学と派遣留学制度で学術交流協定を締結する海外の大学へ留学する学生とする。
- (ii) 給付額は、派遣先大学の所在地により1人10万円又は20万円とし、当該年度の予算の範囲内とする。
- (iii) 給付対象者は、国際企画会議の議を経て、副学長が決定する。
- (iv) 決定時期は、毎年7月とし、該当する学生に文書により速やかに通知する。

ウ 海外派遣留学奨励奨学金

- (i) 給付対象候補者は、留学許可を得て海外留学することによって、修業年限(標準修業年限)を超えて在籍する必要が生じた者とする。
- (ii) 給付額は、修業年限(標準修業年限)を超えた年における在籍期間に応じて、半期毎に25万円とする。
- (iii) 給付対象者は、国際企画会議の議を経て、副学長が決定する。
- (iv) 決定時期は、修業年限(標準修業年限)を超えた年の6月及び12月とし、該当する学生に文書により速やかに通知する。

エ 海外派遣支援

(i) 海外派遣奨励支援

- (a) 給付対象候補者は、本学に在籍する学域学生で、フィールド調査、サークル活動、インターンシップ、国際機関等の企画事業、ボランティア活動、学生自身が企画するプロジェクト等で海外へ渡航した者とする(短期留学、語学研修等参加者は除く。)
- (b) 給付額は、3万円とし、当該年度の予算の範囲内とする。
- (c) 給付対象者は、国際企画会議の議を経て、副学長が決定する。
- (d) 決定時期は、7月とし、該当する学生に文書により速やかに通知する。

(ii) 派遣留学報告会アワード

- (a) 給付対象候補者は、本学派遣留学生で、金沢大学派遣留学生成果報告会(以下「報告会」という。)において優秀な発表を行った者とする。
- (b) 給付額は最優秀賞5万円、優秀賞3万円、優良賞2万円とする。
- (c) 給付対象者は、報告会の審査を経て、副学長が決定する。
- (d) 決定時期は報告会后とする。

オ その他の特別な国際交流プログラム等

- (i) その他の特別な国際交流プログラム等において、学長が学生及び外国人留学生への支援が特に必要と認める場合は給付対象者としてすることができる。
- (ii) 給付額等は、その都度学長が決定する。
- (3) キャリア教育部門の支援候補者等は、次のとおりとする。
 - ア 北陸銀行海外研修支援
 - (i) 支援候補者は、本学に在籍する学域学生で、日本企業の海外展開等に興味・関心のある学生とする。
 - (ii) 本支援に関し、必要な事項は、公募要領等により別に定める。
- (4) 特別支援部門の給付対象者等は、次のとおりとする。
 - ア 緊急対策支援
 - 災害等緊急に支援が必要となる場合は、学長が別に定める。
 - イ その他、特別に実施する教育プログラム等
 - その他、特別に実施する教育プログラム等の実施において、特別な支援が必要となる場合は、学長が別に定める。

(給付対象外)

第5条 候補者の選考にあたって、次の各号に該当する者は、その選考の対象としない。

- (1) 選考時において既に退学届を提出しており、退学する意思があることが明らかなる者
- (2) 選考時において休学している者及び休学の開始日が当年度中である休学届を既に提出している者
- (3) 学則第70条の規定による懲戒を受けた者

(取消処分)

第6条 第4条各号において給付対象者となったことを通知した日以降、当該年度の末日までに対象者が学則第70条の規定による懲戒を受けた場合、第4条各号に該当する対象者は副学長が、当該年度のアカンサス支援制度の決定を取り消す。

2 前項の規定により、アカンサス支援制度の決定を取り消された者は、給付された当該年度のアカンサス支援制度の全額を速やかに返金しなければならない。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、アカンサス支援制度に関し、必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成22年7月9日から施行し、平成22年4月1日から適用する。
- 2 金沢大学アカンサス・スカラシップ規程は廃止する。

附 則

この規程は、平成 23 年 5 月 13 日から施行し、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 23 年 11 月 11 日から施行し、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成 25 年 3 月 15 日から施行し、平成 25 年 2 月 1 日から適用する。
- 2 この規程の施行日以前に海外留学した者については、第 4 条第 3 号ウを適用しない。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 9 月 26 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 10 月 23 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 28 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 3 月 13 日から施行し、平成 27 年度入学者から適用する。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。